

くらしの安心情報

情報ファイル NO.210

令和2年1月10日

ネット通販の広告を見て、「お試し」のつもりで
痩身サプリを購入した。最近再び同じ商品が届
き定期購入だとわかった。解約できますか…。

相談内容

【相談者 30代 女性】

ネット通販の広告を見て、「商品代金無料(送料のみ)」の痩身サプリを購入しまし
た。その後、数か月分の商品が一度に届き(約4万円)、驚いて業者に電話したとこ
ろ「定期購入が条件になっている」と言われました。画面に「定期購入」と書かれてい
たようですが申し込みの際は気づきませんでした。解約できるでしょうか…。

対処方法

この相談のように、販売サイト等で「1回目90%オフ」「初回実質0円(送料のみ)」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている健康食品や飲料、化粧品の通信販売に関する相談が多く寄せられています。定期購入の契約条件によっては中途解約ができなかったり、電話が繋がらなかつたりする場合もあるので注意が必要です。

- ・相談者には、「中途解約・返品については通信販売の広告に表示された解約・返品できる場合の条件(返品特約)に従うことになり、“定期購入とは知らなかった”からといってすぐに解約・返品できるとは限らないこと」を説明しました。
- ・商品を注文する際には、特に最終確認画面で定期購入や解約・返品の条件、支払うこととなる総額はいくらかなどの契約内容をしっかり確認しましょう。
- ・また、事業者連絡した記録を残しておきましょう。
- ・不安に思った場合や、万が一トラブルになった場合は、早めにお近くの市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。

(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)



定期購入？



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL:076-432-9233 (消費生活相談) FAX:076-431-2631

076-433-3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX:0766-25-2890